

南あわじ市指名停止基準・入札参加資格制限基準の改正について

●兵庫県指名停止基準等（R7.4.1改正）に準じた改正

【改正内容】

- ①工事事故及び各種法令違反による指名停止の措置要件から「書類送検」を削除
- ②指名停止・資格制限期間中の事業者が市発注建設工事等の一部又は全部を受託することを禁止
- ③その他所要の改正

【実施時期】

令和7年5月15日から適用

（この件に関する問い合わせ先）

南あわじ市 総務企画部財務課 契約係

TEL 0799-43-5210

FAX 0799-43-5310